

令和3年8月19日

令和3年度共同利用採択者 各位

共同利用掛

緊急事態宣言延長に伴う共同利用来所者の入構制限について

標記のことにつきまして、現在、大阪府を含む6都府県に発令されている緊急事態宣言について、9月12日までの延長が決定するとともに、8月20日からは、新たに京都府を含む7府県にも追加発令されることが決定しました。

これに伴い、7月30日に通知しております共同利用者の入構制限につきましても、継続することといたします。

利用者の皆様には、ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、やむを得ず来所を希望する場合は、所内連絡者及び装置担当者にご相談ください。

【問合せ先】

京都大学複合原子力科学研究所
事務部共同利用掛

TEL : 072-451-2312

Mail : kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp